

## 高圧機器

---

### 評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

#### 1. 評価対象設備機材

評価対象とした高圧機器は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に規定する次の機材である。

- ①高圧交流遮断器  
種類 真空遮断器
- ③高圧進相コンデンサ  
種類(1) 油入  
種類(2) ガス入り  
種類(3) モールド
- ④高圧限流ヒューズ
- ⑤高圧負荷開閉器  
種類(1) 配電盤内に設けるもの  
種類(2) 架空引込用  
種類(3) 地中引込用
- ⑥高圧変圧器（特定機器）  
種類(1) 油入  
種類(2) モールド
- ⑦高圧避雷器

#### 2. 評価内容

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に適合する品質・性能が確保されている。
- (2) 適切な品質管理・製造管理が行われている。
- (3) 納入体制が整備されている。
- (4) アフターサービス体制が整備されている。

#### 3. その他

- (1) 高圧交流遮断器の機材評価においては、適用規格であるJIS C 4603及びJEC 2300の旧規格により確認されたものが含まれている。
- (2) 高圧避雷器の機材評価においては、適用規格であるJIS C 4608及びJEC 2374の旧規格により確認されたものが含まれている。
- (3) 高圧変圧器（特定機器）の機材評価においては、適用規格であるJIS C 4304及びJIS C 4306の旧規格（2013）に適合していることを確認している。
- (4) 高圧変圧器（特定機器）のエネルギー消費効率（全損失）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針の判断基準に適合していることを確認している。